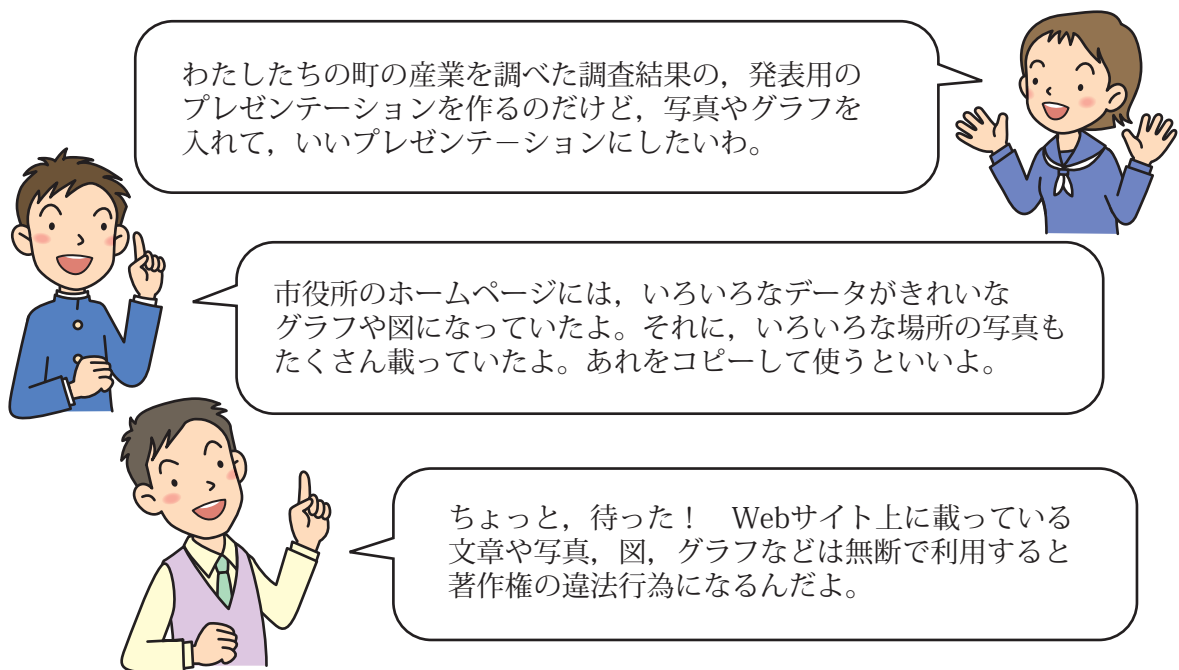


中学校

プレゼンテーション資料を
作成する

論文やレポートなどを書く際、他人の著作物を無断で利用することは基本的にはいけないことだが、引用のルールのもとでは利用できることを理解させ、その基本的な引用の方法を身につけさせる事例。「段階的指導モデル」における「C」に該当する事例である。

5分の指導でモチベーションが高まる



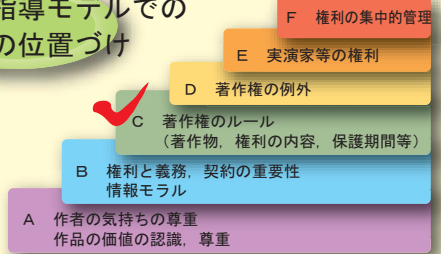
「著作権教育」の学習のねらいと指導のポイント

- Web サイト上にある情報（文章、図、グラフ）は著作物であるので、無断で利用してはいけないことを理解させる。
- Web サイト上の著作物を利用したいときは、出所を明示するなど、「引用」の方法をとることによって利用できることを理解させ、具体的な方法を身に付けさせる。

他の教科への応用例

- 総合的な学習の時間以外に各教科でプレゼンテーションを行わせる際に応用できる。

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



こうして押さえよう！ まとめの一言

プレゼンテーションソフトのスライドを作るとき、Web サイト上にある文章をそのままコピーして利用したり、Web サイト上の図や写真、グラフなどを無断で利用したりすると、著作権の違法行為になります。利用したい場合には、出所を明示するなど、引用のルールに従って行いましょう。

こんな風に語りかけたい！ 具体的な展開例

プレゼンテーションソフトを使って資料を作成する際、よいスライドの作り方をしているものと、よくないスライドの作り方をしているものを比較させ、どのような点に注意したらよいかを考えさせる。

その中で引用に関する内容を扱う。

例 1

よくないスライド例…小さい文字ばかりで見にくい構成となっている。

よいスライドの例 …大きな文字で文字数が少なく、文字の色や文字飾りにも工夫が見られる。

例 2

よくないスライド例…文字だけで構成されている。

よいスライドの例 …図やグラフを使って視覚に訴えかける作り方をしている。

例 3

よくないスライド例…図やグラフ、写真などの出所を明示していない。

よいスライドの例 …図やグラフ、写真などの出所を明示していて、引用であることを明示している。

この事例の実践に参考となる教材・資料

プレゼンテーションでの引用の例

